

総合評価落札方式一般競争入札心得

贈賄、談合、独占禁止法違反その他の不誠実な行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第1条 入札の参加

- 1 入札の参加希望に関する事項及び参加資格の確認についての公告、入札説明書等を十分熟読の上、参加のこと。
- 2 入札参加資格確認申請書提出後、やむを得ない事情により入札に参加できなくなった場合は、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送して行う。郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければならない。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を、入札執行者に直接提出して行う。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2条 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 委任状を提出しない代理人のした入札
- 3 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- 4 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- 5 入札保証金を求めた場合、入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札
- 6 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- 7 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 8 入札書以外による入札
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札

第3条 入札に際しての注意事項

- 1 入札の方法については、公告及び入札説明書・落札者決定基準をよく確認すること。
- 2 入札書は、工事（委託）名称等を記載すること。
- 3 入札に際しては工事費内訳書を必ず提出すること。
- 4 要求水準書を熟覧し、指定期日までに疑義等の確認をしておくこと。
入札当日に仕様書の疑義についての回答はしない。
- 5 提出された入札書は開札前も含め返却はしない。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び見積内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- 6 入札参加者は、入札公告等により、価格以外の評価を行うのに必要な総合評価技術資料（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求められたときは、入札公告等又は契約担当者の指示に従い、提出しなければならない。この場合において、既に提出した総合評価技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとし、原則としてこれを返却しない。
- 7 入札参加に際して自社の受注状況を十分把握し、参加すること。
- 8 入札に参加する者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格、又は入札書、見積内訳書その他入札執行者に提出する書類の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

第4条 落札者の決定

- 1 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする。なお、最低制限価格を設けた場合において、その金額を下回る入札者は失格とし、再度入札に参加することはできない。

- 2 落札となるべき価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって入札した者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 3 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札回数は1回限りとする。落札者がなかった場合は不調とし、再入札を執行する。
ただし、予定価格を公表していない入札の回数は3回を限度とする。

第5条 契約の手続き

- 1 落札者は、落札決定後、または暴力団排除条例に抵触しないことが確認された日から10日以内(委託は7日以内)に、所定の契約書等を契約担当者に提出しなければならない。また、契約締結日と工期の着工日は、契約書類等提出日とする。工期の完了日は公告に示したとおりとする。
- 2 正当な理由なく当該期間内に提出しないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- 3 工事請負契約の場合、公告に示す契約履行保証の措置を取らなければならない。なお、落札決定後速やかに契約書と保証証書等を提出できるよう、金融機関、保証会社及び保険会社等に、円滑に保証証書等を発行してもらえる手配をすること。
- 4 落札者が、建設業退職金共済制度に加入している場合は、掛金収納書を提出すること。
- 5 落札者が近江八幡市内にある事業所を建設工事入札参加有資格者名簿に登録している場合は、指名通知を行った前日において技術職員調に掲載されている技術職員を配置すること。
ただし、該当する業種に対して従事できる技術職員がいない場合は、近江八幡市建設工事競争参加資格申請に係る技術職員調の希望業種に関する取り扱いに基づき、技術職員調の掲載希望業種外に配置することができる。
- 6 落札者が契約を締結しないときは、落札金額(税込)の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

第6条 その他

- 1 入札書又は見積書の提出にあつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札執行前に入札参加業者を探る者は、入札に際し不正又は妨害の行為のおそれがあるとし、入札の参加を拒否する。
- 3 総合評価落札方式条件付一般競争入札に参加しようとする者が、入札執行までに不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、契約担当課へ報告しなければならない。
- 6 その他この心得書に記載のない内容については、近江八幡市契約規則等の規定に基づきますので、ご不明な点が有る場合は事前に管財契約課までお問い合わせ下さい。